

平成27年度 法人事業報告

平成27年3月、法人は平成24(2012)年から取り組んできた法人中長期基本計画を策定した。この計画は今後10年間、おおよそ2025年までの法人経営の方向性を示したものである。その基本となったのは2012年に実施した1200名の法人職員全員を対象とした意識調査である。調査を踏まえ、また社会福祉法人制度改革の方向も見定め、あるいは本法人の持つ強みと弱みを的確に認識し、長所を伸ばし、短所を矯める内容となっている。構成は法人としての全体の基本計画と、その下部組織に位置付けられ、実際の事業活動を担う事業本部の計画が位置付けられている。

本法人の運営の特徴は3事業本部を活動の基盤とする分権体制にある。各本部長には担当常務理事を充てることにより本部の統制と、各事業本部の自律性を担保している。この体制は法人の歴史的な背景があるが、戦後70年、事業の発展に大いに効果を発揮し現在に至っている。1998年には事業と組織の拡大から、法人分割という大きな試練を乗り越え、さらに発展をして分割後事業はおおよそ倍に拡大し現在に至っている。

社会福祉法人至誠学舎立川の強みは地域に密着した福祉活動と、時代に呼応し、あるいは先駆的に事業開発に取り組んでいる点にある。それは法人の規模と、支える人材の層の強みがある。事業開発の資金については必ずしも十分とは言えないが、法人事業約60億の規模、市民からの支援、ボランティア等の市民活動から生み出される人材的、資金的な状況はその発展を担保する規模にあるといえる。

一方、本法人が体質的に抱える課題も存在する。それは歴史的な背景から、一部組織的に優先して、経験が豊富で実績のある人材に経営を依存してきた傾向がある。職員1200名を抱える社会福祉法人として管理運営面の近代化、そして組織人材面においてこの課題をいかに乗り越えるかが重要な課題である。

平成27(2015)年度は大きな節目の年となった。それは定年等により、理事長の交代、同じく常務理事、監事の交代があり、同時に法人事務局体制の充実が一層図られた。理事長の常勤化と合わせ一部常務理事と法人事務局長の専任化、及び法人事務局の整備が法人の運営管理において大きな発展のある年度となった。

年度の最終日に社会福祉法が改正をされ、本年4月1日から施行された。内容としては社会福祉法人制度の改革と理解される。その内容として、介護・保育事業者に内部留保を持ちすぎているという社会的な批判がその背景にあった。同時に近代的な組織運営としてのガバナンスの強化が強く打ち出されている。本法人の活動、また財政状況面では大きな問題はないと考えているが、法人としてのガバナンスの不足がいくつか散見されるのも事実である。今後本部と3事業本部間の統括面の強化、また事業本部内のガバナンスの適正化を図り、具体的なマネジメントの合理化、仕組みの改善を図ることが今回の法改正の趣旨に則る法人としての対応だと認識をしている。

2016年5月

理事長 橋本 正明

平成27年度 児童事業本部事業報告書

I. 事業本部報告書

1. 方針総括

中長期計画の推進第1年目として、組織体制及び運営システムの改善に着手し、各施設の主体的な運営力を強化しつつ事業本部としての課題の共有と経営体制の充実化を進めた。また、事業展開に向けた取り組みでは、児童養護の「サテライト開設プロジェクト」、障害者福祉の「障害のある人もない人もともに生きる至誠プロジェクト」（通称）「障害プロジェクト」を立ち上げ実現に向けた検討と準備を進めた。特に、「障害プロジェクト」は理事長からの指示で法人の取り組みとして各事業本部からも委員に加わっていただき法人の力を集結した議論が展開された。そのほか各施設の運営努力により子どもと障害者の権利擁護や自立のための支援及び東京都の環境整備費の活用による生活環境改善等が推進された。また、児童養護施設については、国の職員配置基準の改正による職員体制の充実が図られるとともに財政面での改善がされた。

2. 中長期計画の推進

- ①組織体制：事業本部組織の見直しを行い、本部会議を運営会議と経営会議に分けマネジメント機能を高める体制づくりを行った。
- ②規程類の整備：児童事業本部運営規程の改正、就業規則の改廃により児童事業本部共通規程の制定、児童養護施設3施設の管理規程を改廃し共通規程の制定を行った。
- ③東京都サテライト型児童養護施設：至誠大空の家を本体施設として設置を計画した。児童事業本部として「サテライト開設プロジェクト」を設置し、センター事務所および地域小規模児童養護施設（GH）の家主（協力者）探し、GHの間取り希望、スタッフ体制、開設時の児童構成、事業本部への全体化等を進め2月には概ね開設への見通しと設置申請の準備が整い3月の経営会議をへて理事会で設置が承認された。
- ④「障害プロジェクト」：就労支援の充実と29年度に高齢者新介護施設「アウリンコ」内に開設する短期利用ホーム（ショートステイ）と出張所（喫茶コーナー）、さらに30年度以降に予定の「グループホーム」新設に向けて12月～3月プロジェクト会議を開催し計画の具体化へ向け検討した。次年度以降も事業実現へ向けプロジェクトを継続することとした。

3. 会計面での改善、整理、他

- ①立川市及び日野市の子どもショートステイ事業の委託契約の改善により収支が整った。
- ②措置費単価の改正による収支状況改善がされた。
- ③給与計算事務の外注化による会計業務の効率化を図った。
- ④「まことくらぶ」への児童事業本部会計からの貸付金800万円について繰入れ清算した。
- ⑤「ショートステイあずま」の法人事業調整資金借入金1000万円を児童事業本部会計から一部（500万円）を繰入補てんし返済した。

4. その他

- ①後援会より資金援助200万円を受け園庭に防災備蓄倉庫を新設した。
- ②児童福祉週間の啓発行事として「子どもたちの健やかな成長を祝うガーデンパーティー」を地域団体やボランティアと実行委員会を組織し開催した。地域から1000名を超える参加者があり子どもたちをはじめ当日参加したすべての人たちが充実感を味わう行事となった。
- ③地域団体やボランティアの協力を得てバザー「サンデーマーケット」を実施し、収益金50万円を自立する子どもたちへ援助金を送った。
- ④児童虐待防止推進月間セミナーを立川市社会福祉協議会と共催で開催した。第1部は一般市民

参加のシンポジウム、第 2 部は地域のNPOなどの団体とネットワークづくりのための交流会を実施した。

⑤至誠奨学育英会他各種奨学金を活用し7名の子どもたちが大学等に進学した。

⑥カンボジア交流プロジェクトにより職員研修、高校生体験の旅を実施した。

5. 施設・事業の状況

平成 28 年 3 月 31 日現在

種別	名称	定員	事業内容及び付帯事業
児童養護施設	至誠学園	62 名 (本体施設 50 名) (地域小規模児童養護施設 12 名)	1 児童養護施設の運営 (1) 本体施設 ◆本園(ユニット型ホーム 8 名×4) ①かわせみ ②よしきり ③めじろ ④ひばり ◆東京都グループホーム制度によるグループホーム (6 名×2) ①日野キッズ ②日野式番館 ◆小規模グループケア地域型ホーム (6 名×1) ①並木の家 (2) 地域小規模児童養護施設 (6 名×2) ① 万願寺 ②錦ユース * 東京都専門機能強化型施設の指定を受託 2. 地域児童健全育成プログラム、児童館「トムソーヤの森」の運営 3. 立川市、日野市子どもショートステイ事業の受託(6 名) 4. 緊急一時保護委託及び養育家庭レスパイトケアの受け入れ
	至誠大地の家	38 名 (本体施設 32 名、地域小規模児童養護施設 6 名)	1 児童養護施設の運営 (1) 本体施設 ◆ 本園(ユニット型ホーム 7 名×2 と 6 名×2) ①すみれ ②たんぼぼ ③あんず ④さくら ⑤小規模グループケア地域型ホーム「うめ HOUSE」の運営(6 名) (2) 地域小規模児童養護施設の運営「青柳 HOUSE」(6 名) *0 歳からの入所を受け入れる * 東京都専門機能強化型施設の指定を受託 2. 入所児童の家族支援プログラムの実施 3. モンテッソーリ立川子どもの家(園内保育室)の運営
	至誠大空の家	30 名	1 児童養護施設の運営(定員 30 名) (1) 本園 (ユニット型ホーム 7 名×2、8 名×2) ①オオルリ ②ツグミ ③フクロウ ④ハヤブサ * 東京都専門機能強化型施設の指定を受託
期子支育て事短	子どもショートステイ事業(至誠学園)	6 名	* 立川市並びに日野市から受託事業 1. 一時的に養育が困難になった児童を短期間養護する 2. 立川市及び日野市に在住する 2 歳以上 12 歳以下の児童
障害者福祉サービス事業	ワークセンターまことくらぶ	20 名	1. 就労継続支援 B 型事業の運営 ・製菓並びにパン製造、販売 ・受注作業 ・ビルメンテナンス、その他 2. 自主事業としての余暇支援プログラムの実施
	ショートステイあずま	3 名	1. 短期入所事業

平成27年度 保育事業本部事業報告

I.事業本部報告書

平成27年度は社会福祉法改正による大きな制度の転換期であり、法人の中長期計画実施の初年度であった。保育事業本部は、法人理念「まことの心」遵って、事業計画に掲げた「子どもの最善の利益」と「子育てと就労の慮立への支援」を滞りなく行う事ができた。保育事業本部経営会議による意思決定と、保育事業本部会を充実させ、方針・情報の共有を行った。事業本部の補助機関である各委員会を機能させ、一体的に運営を行った。

1.社会福祉法改正と中長期計画の実施への対応

昨年度から討議を重ねてきた社会福祉法が改正、施行された。昨年策定した法人の中長期計画は、法律の改正を見込んで、その内容を盛り込み済みであった。平成27年度計画に1年目の重点取り組み項目を明確にし、今後は項目ごとに、関連委員会が中心となって責任を持って、推し進めていくことを確認していた。さらに連動させて、各施設の中長期計画の策定を進めた。これによって、国の方針、法人—事業本部—各施設が一本筋の通ったものとなった。

2.定員の弾力化による待機児受入

待機児童問題については、新アベノミクスの第二の矢にも明確化されており、引き続き積極的に取り組み、全体として定員(952名)の112%の弾力的な受け入れを行った。地域によっては、偏向も見え始めているので、当事業本部としては、慎重にしつつも地域のニーズに柔軟に応え、今後も公益的な役割を積極的に果たすことに努めていく方針である。

3.人材の確保と処遇の改善

待機児解消の進まない原因に保育士不足があげられ、国においてその対策が打たれ、処遇面では、昨年度に引き続き、単年度事業の(保育士等処遇改善理事特例事業)が行われた。また、公定価格の改訂が行われ、各園で4月に遡りベースアップを実施した。今後新制度下で、各施設にキャリアパスの構築に連動した処遇の改善が課せられてくる。非常勤も含め、保育士の確保が非常に困難な状況にある。実習生を中心に各園共に積極的な働きかけを行っている。人事委員会は見学会、内外で説明会、採用試験を行い、保育士、栄養士、事務、合計25名を確保し、必要に応じて各園に配属する事ができた。

4.保育の質の確保と人材の育成、

研修委員会では法人研修と連動し、主として「全体新人研修」に力を注ぎ、理念である「まことの心」の土台作りと、保育事業本部の一員としての意識の醸成に努めた。チューター制度、スーパービジョン、QC活動等の実践により、各施設を単位として地道な職員の育成を継続的に行った。又、新制度移行への研修を行い、職員や保護者の心理的にスムーズな移行に備えることができた。

5.財務と今後の計画

年間を通じて、川原経営総合センターの福祉財務コンサルティングを受け、適正な予算の執行と財務管理に努めた。今期末支払資金残高は30%ルールに抵触する事業所はなく、財務の強化に努める事ができた。これまでの積立金を取り崩し、小百合保育園の大規模修繕を行った。今後、各施設の大規模修繕・新規施設建築費等に充てるため、積立金を計上した。

常務理事・保育事業本部長 稲永勝行

1. 方針と総括

以下の基本方針を掲げ、保育事業を展開した。

- (1) 法人の理念「まことの心」を保育事業本部運営の基本とし各事業の実施に当たった。
- (2) 地域のすべての幼児と家庭への支援を行い、「子育てと就業への両立支援」、さらには、「仕事と生活の調和」への支援を念頭に置き事業を展開した。

- (3) 定期的な会議、研修、委員会活動等で質の向上、維持、組織統制に努めた。
- (4) 法人将来構想基本計画を踏まえて中長期計画を策定し、「法人中長期基本計画」に組み込んだ。
- (5) 各自治体の子ども子育て新制度施行に向けて準備した。

2. 事業本部体制

(1) 組織

各ブロックにおいてそれぞれの地域のニーズを受け止め事業を展開・実施した。

(2) 会議

経営会議において懸案事項等を検討。事業本部運営会議及びブロックにおいて、法人の方針、社会福祉・保育事業にかかわる情報の伝達の他、各園の近況報告、委員会の進捗状況の報告。

(3) 委員会等

委員会において、以下の事項につき取り組んだ。

- ① 人事委員会（職員の求人活動を実施。内部説明会 6 回 28 名、外部説明会 8 回、採用試験 10 回（2 回追加）。保育士養成校懇談会 1 回、外部就職フェア 9 回の他、各校訪問等行い、退職、異動職員欠員を 25 名（保育士 22 名・内非常勤 2 名、栄養士 2 名、事務員 1 名）充足できた。・見学は、各園が窓口対応、実習生を採用試験に繋げるよう努めた。
・各大学に募集案内の掲示依頼するほか、ホームページに採用案内を掲示し応募を受けた。
- ② 研修委員会（新人研修、対象・平成 28 年度採用者及び平成 27 年度中途採用者対象、まこと館で実施。理念、組織、人材像等の基本的事項について学ぶ。同時期に入職した良き仲間との交流を通して、共に高め合い支え合う気持ち作りの第一歩とした。各ブロック・各施設研修会の推進。中堅職員の育成として、多摩福祉経営塾等活用。幹部育成として、全国社会福祉協議会等主催の各種施設長講座等受講）。法人の至誠福祉セミナーで発表、社会福祉士の会に参加。
- ③ 企画委員会・・事業本部中長期実施計画の検討及び推進。処遇改善案の検討、職員配置図作成など。
- ④ 財務委員会・・経常業務の精査、定着化施設毎、月次会計報告をもとに経営コンサルより指導を受けた。公定価格の改訂、処遇改善費等について検討した。
- ⑤ 規程委員会（就業規則の見直しについて、委員会としての改正案を作成した。各園長に 1 年間かけて見直しについて検討した。次年度中に変更予定。東京都へ研修を通じ確認をした。
- ⑥ 至誠保育総合研究所・・日本保育協会保育科学研究学術集会で研究発表。福祉 QC 発表。研修研究収録・紀要の発行。

3. その他特記事項

- ① 至誠バザーの運営・障害委員会、広報委員会に参画し、他事業部と連携協力した。
- ② 法改正・新制度の施行に伴う各区市の条例・施行規則の制定に従い各園は対応した。
- ③ 法人内、至誠合同バザー、研修・広報・障害委員会、採用説明会等に参加協力。
- ④ 国の「保育士等処遇改善臨時特例事業」「幼稚園教諭免許状取得特例制度」を活用した。
- ⑤ 施設整備（修繕・改装）、至誠保育園、小百合保育園、代々木至誠こども園、諏訪の森保育園で改修工事を実施。至誠第二保育園の施設整備は来年度に延期した。

平成27年度 高齢事業本部至誠ホーム事業報告書

I.事業本部報告書

平成27年度の至誠ホーム事業全体での大きなトピックは、何と言っても介護報酬の改定でした。介護職員の処遇改善費を含んで▲2.27%改定は介護保険業界全体にとってもまた、至誠ホームにとっても危機的なマイナス改定でした。実質的には5%、事業によってはそれ以上の切り下げという深刻な状況に即時的な対応が必要と判断し、経営陣を中心に素早く有効な対応を矢継ぎ早に講じました。施設長、職員の昇給について見直しと改正などを急いで実行し、人件費の上昇を抑え、実質収入の大幅減額というショックを最小限に吸収しました。苦しいながらもなんとか凌いだといったところです。

一方人事体制では、前年度で定年退職となった至誠ホームスオミ園長が交代となり、拠点ごとに責任体制を強化し明確にする目的でセンター長の配置を増やし事業の遂行体制を整えました。さらに、6月には理事長の交代とそれに伴う役員との交代があり、至誠ホーム長が交代しました。この先数年間は経営・管理者層の世代交代のステージに入ります。

事業では、至誠ホーム史上最大の事業「至誠ホームアウリンコ」計画が、入札不調を心配する大方の声をよそに、一回で無事成立させ11月に着工しました。平成28年暮れの竣工を目指します。

着工に少しほっとする間もなく、錦町二丁目の所有地を活用した高齢者施設計画のプロポーザル事業が持ち上がり、急遽エントリーの意思を固め、年越しの準備作業、立川市へのプレゼンテーションなど、時間的に厳しい制約の中、努力の甲斐あって無事エントリーを果たしました。結果は次年度秋に持ち越しです。

また、前年に引き続き事業の合理化・効率化とケアセンターの機能・組織再編をして、「至誠ソーシャルワークセンター」をセクションとして創設しました。このセクションは、至誠ホーム全体のサービス利用の受付・相談、インテーク機能を集約し相談の「ワンストップ機能」を目指すものです。これまでの統括事務局・企画調整部門もこのセクションに統合しました。具体的には、アウリンコの開設に同調して機能を果たす計画です。

修繕工事関係では、至誠特養のセンター棟と至誠和光ホームの屋上・外壁の修繕を行いました。もうひとつ、戦前からの借地である「ケアプラザ」の借地について、売買による取得の可能性が浮上し、夏頃から具体的な交渉に入りました。ホームとしては年度内の取得を目指して鋭意手続きや交渉をすすめましたが、次年度に継続事項となりました。

今や至誠ホームの看板となったフィンランドとの海外交換研修は諸々の事情から本年度はドイツへの派遣となりました。介護保険制度を持つ国での研修は派遣職員ももちろん、ホームとしての学びも大きく深まりました。この研修がきっかけで、2月から国際インターンシップ生として、デュッセルドルフ大学の学生一名を、半年にわたって至誠ホームとして受け入れることとなり、各所で受け入れ中です。この一連のドイツとの関係、研修の成功は橋本理事長の働きに大きく依拠しました。大きく感謝いたします。

平成27年度はこのように内外ともに動きが大きく目まぐるしい年度でした。特に財政面とますます深刻化する介護職や医療職を中心にした専門職の人材不足など解決すべき課題も多くありましたが、至誠ホームの全体としては、よく善戦した年として無事一年を終えることが出来ました。

常務理事・至誠ホーム長 旭 博之

< 統括事務局 >

新施設アウリンコの建設工事がスタートできた。工事業者についての入札を行ったが、複数会社の参加を得て、1回の入札で無事決定できた。直ちに工事に入り、順調に推移している。厨房機器・什器備品に関する商社・食事委託業務など主たる設備・業者について選定した。その他必要な業務・手配について、アウリンコ準備室を中心に各種作業委員会にてそれぞれ検討している。

介護報酬の改訂による減収と29年4月のアウリンコスタートの人件費増加を鑑みて4月からの給与規程の改訂により人件費の抑制を行った。

< 立川錦ブロック >

開設から38年経過した至誠特養のライフラインを中心とした大規模改修が必須となり、一体計画としてアウリンコの整備計画を実行に移した年度であった。この一体計画においてはホームを挙げての取り組みではあるが、至誠特養のスタッフも積極的に関わることができた。

介護報酬の面では非常に厳しい引き下げの改定となったが、引き続き稼働率の向上に努め、最低減の減収にとどめることができた。

和光ホームでは外壁防水工事に加え、食堂の床の傷みを改修し入居者のアメニティ改善に繋がった。

< 多摩川ブロック >

コミホームの建て替えにより、スオミホームヘルプを統合したコミホームヘルプステーション、介護相談センター、「いこいの場」(地域貢献事業)を併設した至誠コミケアセンターを新たに開設した。スオミケアハウスの経費削減、グループホームと高齢者向け住宅「せせらぎ」の料金改定などを行い安定して持続的な業務の遂行に務めた。

調布柴崎ケアセンターに介護相談センターを統合すると共に、デイホームのサービス提供時間を3～5時間から7～9時間に変更し業務の合理化と効率化を図った。

< キートスブロック >

特養ではグループプリビングケアを「施設でのその人らしい暮らしの実現」と「人間関係作り」とし取り組み一定の成果があった。緊急ショートを受け入れなど、地域にニーズにこたえるよう取組み社会貢献に努めた。コミュニティー型施設として、様々な講座やキートスマつり等を開催し、その機能発揮に努めた。東京都共同募金会の補助により業務用洗濯機と乾燥機の更新等設備機器を更新した。

< 国分寺ブロック >

開設後7年を経過し当初からの入居者を中心に心身の状態変化が著しく、特養・グループホームともに定員の4割以上が退居となり、一年を通じて入退居調整に追われた。このため、稼働率も低迷し、昨年度と比較し収支状況が悪化した。小規模多機能も利用者の約3割が入居施設へ移行するなど、新規利用者確保に追われた。併設の住宅「楽」については、満室を維持することができた。

国分寺ケアセンターは、デイサービスの稼働率が年間を通じて90%前後に上昇したが、介護報酬のマイナス改定の影響が大きく、大幅な収支改善には至らなかった。地域包括支援センターは、もとまち・ほんだ共に、市内東部の相談拠点として着実に委託業務を遂行した。